資料２―４

その他の個別施策分野について

＜障がい児支援について＞

○　第４期障がい福祉計画と時期を同じくして、子ども・子育て支援法に基づく都道府県・市町村の計画が作成され、その中で障がい児支援について言及されること等も踏まえ、第４期障がい福祉計画においては、障がい児支援についても言及するとともに、利用児童数の見込み等を定めることとなっている。

○　国の指針には、以下の点が示されている。

＜障がい児支援の基盤整備を進める上で重視すべき事項＞

・児童発達支援センター及び障がい児入所施設を中核とした地域支援体制の整備

・子育て支援に係る施策との連携

・教育との連携

・特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

・障がい児通所支援・入所支援の一体的な方針策定

○　今後、大阪府の計画においてどのような点を盛り込むかを含め、検討していく。

＜計画相談の連携強化、研修、虐待防止について＞

○　過去の基本指針では、平成27年度に向けたサービス等利用計画の作成数の増加に向けた体制の拡充について中心に言及されてきたが、今回の基本指針は平成27年度以降を期間とすることから、内容の充実に向けて、関係者のネットワークの強化等を中心とした内容となっている。

○　また、都道府県障がい福祉計画の作成に関する事項の中で、サービスの質の向上のため講ずる措置が記載されている（研修、第三者評価、障害者虐待防止）が、このうち研修及び障がい者虐待防止について、新たな記述がなされている。

○　大阪府においても、これら方針を重視しながら、計画作成を行う。

＜計画相談の連携強化に関する基本指針の新たな記述のポイント＞ント＞

・サービス等利用計画について、まずは支給決定に先立ち必ず作成される体制の維持が重要

・利用者の生活状況を定期的に確認し、必要に応じた見直しを実施

・人材育成や専門的指導・助言、相談支援事業所の充実のための施策の確保とともに、取組を効果的に進めるにあたり、基幹相談支援センターや協議会を有効に活用

・サービス等利用計画の作成やその後のサービス等利用計画の実施状況の把握を通じて、地域移行に係るニーズが顕在化することを勘案し、計画的な地域移行支援の提供体制の充実を図ることが重要

・現に地域生活を送っている障がい者がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援の提供体制の充実を図っていくことが重要

・協議会では、関係者の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに部会の開催等を通じた活性化や専門機関との連携の確保を進めることが重要

＜研修及び虐待防止に関する基本指針の新たな記述のポイント＞

研修

・施設職員や居宅介護職員等に対し、強度行動障害支援者養成研修を実施

・精神障害者や罪を犯した障害者等の専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り

組むことが望ましい

虐待防止

・権利擁護の取組として、障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行

うことができる人材育成・活用の研修を行い、成年後見制度の利用を促進